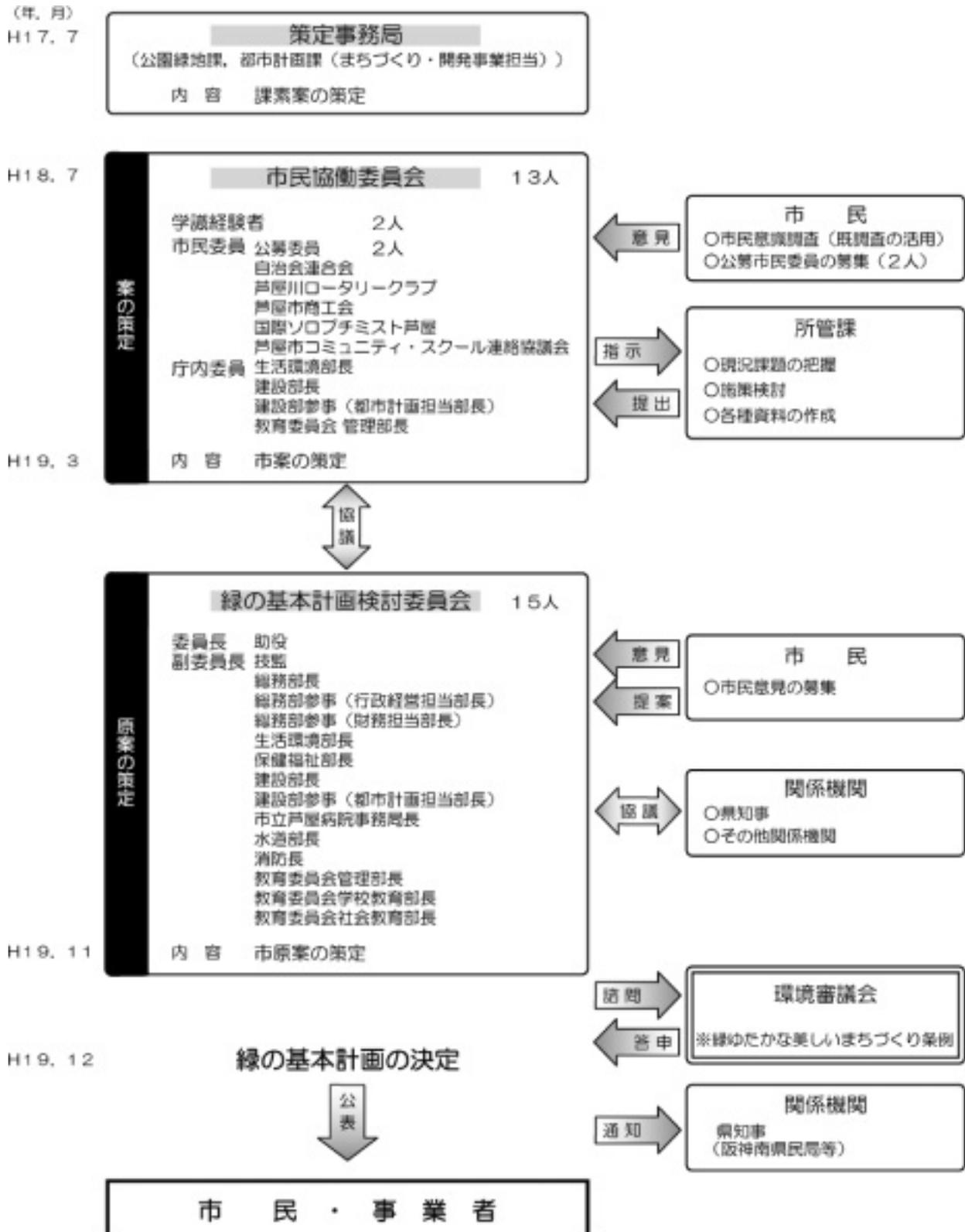


資料編

1. 緑の基本計画の策定体制



※市の職員の職名は、平成18年度の職名で記載しています。

2. 緑の基本計画の策定経過

年月	内 容	年月	内 容
H18. 4		H19. 4	・第2回 検討委員会（4月13日）
5		5	
6		6	
7	・第1回 検討委員会（7月10日） ・第1回 市民協働委員会（7月28日）	7	
8		8	・環境審議会に説明（8月9日）
9	・第2回 市民協働委員会（9月22日）	9	・市議会（都市環境常任委員会）に説明（9月10日）
10		10	・市民意見の募集（10月1日から31日）
11	・第3回 市民協働委員会（11月7日）	11	・第3回 検討委員会（11月30日）
12	・第4回 市民協働委員会（12月6日）	12	・環境審議会に諮問（12月21日） ・環境審議会から答申（12月28日）
H19. 1		H20. 1	・緑の基本計画の策定（1月17日）
2		2	
3		3	

3. 緑の基本計画検討委員会の市民協働委員会委員名簿

	氏 名	経 歴 等
学 識 経 験 者	平 田 富 士 男	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授 (兼) 兵庫県立淡路景観園芸学校 景観マネジメント部門 教員
	岡 絵 理 子	関西大学 工学部建築学科 専任講師
市 民	神 棒 真 一	公募委員
	松 尾 秀 己	公募委員
市民団体の代表	山 下 正 夫	芦屋市自治会連合会副会長
	永 瀬 純 治	芦屋川ロータリークラブ職業奉仕委員会委員長
	津 田 秀 穂	芦屋市商工会事務局長
	森 房 子	国際ソロプチミスト芦屋会長
	加 納 多 恵 子	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会会長
市 職 員	高 嶋 修	生活環境部長
	定 雪 満	建設部長
	佐 田 高 一	建設部参事(都市計画担当部長)
	三 栖 敏 邦	教育委員会管理部長

※この名簿は、平成18年度の名簿です。

4. 緑の基本計画検討委員会の委員名簿

	役 職	氏 名
委 員 長	副 市 長	岡 本 威
副 委 員 長	技 監	大 瓦 巖
委 員	総 務 部 長	佐 藤 稔
	総務部参事（行政経営担当部長）	鷺 海 一 吉
	総務部参事（財務担当部長）	渡 辺 道 治
	市 民 生 活 部 長	高 嶋 修
	保 健 福 祉 部 長	浅 原 友 美
	都 市 環 境 部 長	定 雪 満
	都市環境部参事（都市計画担当部長）	佐 田 高 一
	市立芦屋病院事務局長	里 村 喜 好
	水 道 部 長	小 野 政 春
	消 防 本 部 消 防 長	樋 口 文 夫
	教 育 委 員 会 管 理 部 長	三 栖 敏 邦
	教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長	中 尾 滋 男
教 育 委 員 会 社 会 教 育 部 長	松 本 博	

緑の基本計画検討委員会の事務局名簿

	役 職	氏 名
事 務 局	都市環境部次長（都市計画課長）	徳 満 文 昭
	公 園 緑 地 課 長	林 茂 晴
	都 市 環 境 部 主 幹	岡 松 耕 作
	都 市 計 画 課 課 長 補 佐	東 実
	都 市 計 画 課 技 師	鹿 嶋 一 彦

5. 緑の基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)の原案を策定するため、緑の基本計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、緑の基本計画の原案策定に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、技監をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(市民協働委員会)

第5条 検討委員会に、緑の基本計画の素案を市民との協働により策定するため、市民協働委員会(以下「協働委員会」という。)を置く。

- 2 協働委員会は、13人以内の委員をもって組織する。
- 3 協働委員会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 協働委員会に座長を置き、座長は、委員の互選により選出する。
- 5 副座長は、座長の指名する委員をもって充てる。
- 6 座長は、会務を総理し、協働委員会を代表する。
- 7 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。
- 8 座長が必要と認めるときは、会議に協働委員会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる
- 9 協働委員会の委員の任期は、協働委員会の設置目的が達成された日までとする。

(庶務)

第6条 検討委員会に関する庶務は、公園緑地及びみどり景観に関する事務を所管する課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長	市立芦屋病院事務局長
総務部参事（行政経営担当部長）	水道部長
総務部参事（財務担当部長）	消防長
市民生活部長	教育委員会管理部長
保健福祉部長	教育委員会学校教育部長
都市環境部長	教育委員会社会教育部長
都市環境部参事（都市計画担当部長）	

別表第2（第5条関係）

学識経験者	都市環境部長
公募による市民	都市環境部参事（都市計画担当部長）
市民団体の代表	教育委員会管理部長

6. 芦屋市環境審議会の委員名簿

氏 名	経 歴 等	
学 識 経 験 者	盛 岡 通	大阪大学 大学院工学研究科 教授
	山 崎 古 都 子	滋賀大学 教育学部 教授
	日 下 部 昇	弁護士 老松総合法律事務所
	林 ま ゆ み	兵庫県立大学 自然環境科学研究所 准教授 県立淡路景観園芸学校 主任景観園芸専門員
	浅 川 好 雄	芦屋市環境衛生協会 会長
	津 久 井 進	弁護士 芦屋西宮市民法律事務所
	立 花 暁 夫	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 会長
	小 林 功	芦屋青年会議所 理事長
	岸 壽 子	芦屋ハーモニーライオンズクラブ 会長
	竹 内 恵 子	生活協同組合コープこうべ 理事
市 民	畑 中 俊 彦	市議会 議長
	幣 原 み や	市議会 副議長

7. 諮問書

芦 都 計 第 958 号
平成19年12月21日

芦 屋 市 環 境 審 議 会
会 長 盛 岡 通 様

芦 屋 市 長 山 中 健

芦屋市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
(芦屋市緑の基本計画)の策定について(諮問)

都市緑地法第4条第1項の規定及び緑ゆたかな美しいまちづくり条例第31条第1項の規定により、芦屋市緑の基本計画を策定するにあたり、緑ゆたかな美しいまちづくり条例第7条第3項を準用し、芦屋市緑の基本計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

以上

8. 答申書

平成19年12月28日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市環境審議会
会長 盛岡 通

芦屋市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
(芦屋市緑の基本計画)の策定について(答申)

平成19年12月21日付け芦都計第958号で諮問のあった標記のことについて、平成19年12月21日開催の芦屋市環境審議会で慎重に審議した結果、原案のとおり答申します。

以上

9. 都市公園等の現況と計画

	住区 番号	平成17年度		平成32年度	
		力所	面積 (h a)	力所	面積 (h a)
街区公園	1	5	0.49	7	1.00
	2	11	1.31	11	1.31
	3	11	3.14	11	3.14
	4	6	1.25	6	1.25
	5	10	0.96	10	0.96
	6	17	2.53	17	2.53
	7	8	0.47	10	1.00
	8	5	0.91	5	0.91
	9	4	1.07	4	1.07
	10	4	1.03	4	1.03
	11	3	1.28	5	1.78
	市街地 小計	84	14.44	90	15.98
	奥池地区	2	0.69	3	1.00
	① 街区公園 計	86	15.13	93	16.98
近隣公園	1			1	2.00
	2			1	2.00
	3	1	1.36	1	1.36
	4			1	2.00
	5			1	2.00
	6			1	2.00
	7	1	2.94	1	2.94
	8			1	2.00
	9	2	3.43	2	3.43
	10	1	1.50	1	1.50
	11	1	2.01	1	2.01
	市街地 小計	6	11.24	12	23.24
	奥池地区	0	0.00	1	2.00
	② 近隣公園 計	6	11.24	13	25.24
地区公園	市街地	1	4.96	3	12.96
	奥池地区			1	4.0
	③ 地区公園 計	1	4.96	4	16.96
④ 住区基幹公園 計	①+②+③	93	31.33	110	59.18
⑤ 総合公園		1	10.02	1	10.02
⑥ 都市基幹公園 計	④+⑤	94	41.35	111	69.20
⑦ 緑地		39	30.15	40	32.90
⑧ 公園・緑地 合計	⑥+⑦	133	71.50	151	102.10
⑨ 墓園		1	9.40	1	9.40
⑩ 特殊公園 計	⑨	1	9.40	1	9.40
保護樹林 広場		2	0.52	2	0.52
		9	0.58	9	0.58
⑪ その他緑地等 計		11	1.10	11	1.10
合計	⑧+⑩+⑪	145	82.00	163	112.60

10. 保護樹等指定一覧

保護樹指定表

樹木名	樹種	形状			所在地	立地	所有者		備考
		樹高 (m)	幹周 (m)	枝張 (m)			氏名	住所	
① クスノキ	常緑 広葉樹	12.5	2.55	13.0	山芦屋 町 40	宅地	津田産業 (株)	大阪市住之 江区平林南 1-8-19	※1
② クロマツ	常緑 針葉樹	15.0	2.36	10.5	宮川町 23	緑地	国土交通 省	神戸市中央 区波止町 3-11	※1
③ クスノキ	常緑 広葉樹	15.0	1.90	11.5	岩園町 320-1	緑地	芦屋市	精道町 7-6	※1
④ イチョウ	落葉 針葉樹	15.0	1.80	7.0	西山町 33	社寺	安楽寺	西山町 10-3	※1
⑤ クスノキ	常緑 広葉樹	11.0	1.80	7.0	西山町 33	社寺	安楽寺	西山町 10-3	※1
⑥ クロガネモチ	常緑 広葉樹	13.0	3.10	14.0	西山町 33	社寺	安楽寺	西山町 10-3	※1
⑦ ケヤキ	落葉 広葉樹	20.0	2.55	17.0	三条町 179	社寺	八幡神社	三条町 179	※1
⑧ エノキ	落葉 広葉樹	17.0	2.35	15.0	西山町 134-4	宅地	芦屋西山 アーバン ライフ	西山町 17-10	※2
⑨ ヒマラヤスギ	常緑 針葉樹	10.0	1.82	8.0	西芦屋 町 38	宅地	田鍋菊夫	西芦屋町 4-19	※2

※1：芦屋市告示第 59 号 S50.11.5

※2：芦屋市告示第 17-4 H2.4.1

保護樹林指定表

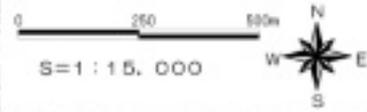
樹林名	所在地	形状		樹林区分	備考
		平均 樹高	面積		
① 芦屋神社保護樹林	東芦屋町 210	10.00	3,514.9	モッコク, アカマツ林 (アカマツ, ヤマモモ, モッコク, サカキ, オガタマ, クス ノキ, アラカシ)	※1
② 岩園町保護樹林	岩園町 46, 47-1 48-1, 49-1, 50	10.00	2,000.0	クヌギ・コナラ林 (クヌギ・コナラ・アカマツ)	※2
③ 六麓荘町保護樹林	六麓荘町 194, 196	10.00	3,217.0	アカマツ林 (アカマツ)	※3

※1：芦屋市告示第 59 号 S50.11.5

※2：芦屋市告示第 17-4 H2.4.1

※3：芦屋市告示第 51 H6.4.1

保護樹・保護樹林指定箇所 位置図



11. 用語解説

あ行

芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和25年に国会で可決され、住民投票を経て公布された法律です。芦屋市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適するように建設し、外客の誘致と定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もって国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的としています。(昭和26年3月3日法律第8号)

芦屋市住みよいまちづくり条例

市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成について、基本となる事項その他必要な事項を定め、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにすることによって、住みよいまちの実現に資することを目的とします。
(平成12年5月1日施行)

芦屋庭園都市宣言

本市は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきました。この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、「芦屋庭園都市」を宣言しました。
(平成16年1月1日に宣言)

芦屋市都市景観条例

本市の景観の形成に関する必要な事項を定め、緑ゆたかな美しいまちづくりの実現を図ることを目的とします。大規模建築物等や条例による景観地区内の建築物等について、アドバイザー会議等の助言・指導を行うなど、より良い景観形成を進めています。
(平成8年10月1日施行)

オープン・ガーデン

私有地である庭などを開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。イギリスではじまりました。市民や企業が、自主的に広く公開する、個人の家や庭や緑化した敷地をオープン・ガーデンとしています。

本市においては、平成18年4月に公園等のコミュニティ花壇を中心とした第1回目のオープン・ガーデン2006を実施しており、今後も個人の庭も含め参加者を募集し、実施していきたいと考えています。

か行

街区公園

都市公園法施行令にその標準が定められています。街区公園は、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園であることから、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めることとされています。都市公園法運用指針の中で参考として示されている標準的な誘致距離は、250メートルです。

近郊緑地保全区域

近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定に基づき、近郊緑地のうち、

無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、国土交通大臣が指定します。

本市においては、市街化調整区域の大部分（市街化区域に接する県道奥山精道線沿いと芦屋市霊園等を除く区域）が近郊緑地保全区域に指定されています。当該区域内での建築物の建築等一定の行為については、県知事への届出が必要です。

近隣公園

都市公園法施行令にその標準が定められています。近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園であることから、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めるとされています。都市公園法運用指針の中で参考として示されている標準的な誘致距離は、500メートルです。

近隣住区

地域社会における生活共同体としての基礎的な単位集団。都市計画の分野においては、主として住宅地の計画単位として位置付けられています。通常、小学校区を中心とする人口8,000人から1万人程度の区域を単位に設定されます。近隣住区には小学校、近隣公園のほか、日常生活用品を販売する地区商業施設や集会施設を集めた「近隣センター」などが配置されます。

本市においては、昭和46年の総合計画において、河川、鉄道、幹線道路等の物理的分断要素や町界等の社会的分断要素を目安として、10の住区が設定されています。これに南芦屋浜地域を11住区として追加すると、全体で11の住区に区分することになります。

建築協定

その地域の住民が、より安全で、より快適な、住みよいまちづくりを目指して、住民が全員の合意のもとに、建築物の敷地、用途、形態（高さ、階数等）、意匠（色彩、屋根の形状等）等の制限を定める協定です。

建築協定は、単なる申し合わせや任意の協定と違って、締結するときは芦屋市長に申請して許可を受ける必要があります。また、合意した当事者間だけでなく、協定参加者の土地等を後から購入し権利者となった人にも効力がおよびます。

本市における建築協定は、浜地域の開発時に開発者が一人で協定を結ぶ「一人協定」が最初で、現在6地区で協定が締結されています。その他では、六麓荘町などで自主建築協定を締結しています。

さ行

市街化区域・市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法によって定められている都市計画区域の区分です。市街化区域は、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域です。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

本市においては、北部地域が市街化調整区域で、面積は約888ヘクタールです。山手地域、中央地域、浜地域及び南芦屋浜地域は市街化区域で、面積は約969ヘクタールです。

市木と市花

昭和42年（1967）に市が行った世論調査に対して、市木としてはマツ、サクラを、市花としてはバラ、サクラ、ツツジ、キクを推す意見が強くありました。

これをもとに、市は市民憲章“緑と花の専門部会”での意見をも参考にして、市制30周年の昭和45年（1970）に、市木にクロマツを、市花にコバノミツバツツジを定めました。

市民農園

市民が、レクリエーション活動として野菜や花等を栽培して、自然とふれ合い、農業に対する理解を深める機会等を提供するために、農地を一定区画に区分し、一定期間貸付ける農園のことであります。

本市においては、市民農園は3箇所あります。

住区（「近隣住区」を見てください。）

住区界（「近隣住区」を見てください。）

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

修景

都市計画や公園建設で、自然景観を破壊しないよう整備すること。

浜地域や南芦屋浜では、埋立造成によって失われた自然の美しさをとりもどすために、緑化が推進されています。

生産緑地地区

「生産緑地法」及び「都市計画法」に基づき、農林漁業との調和を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草放牧地・森林・池沼等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを市町村が指定した地区を言います。都市計画法に基づく地域地区の一つです。

本市における生産緑地地区は、8地区で約2ヘクタール指定しています。

瀬戸内海国立公園

「自然公園法」に基づき、環境大臣が、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定をしています。

本市における瀬戸内海国立公園六甲地域は、面積約633ヘクタールです。その内、当該公園の景観を維持するため、面積約135ヘクタールを特別保護地区に指定し、当該公園の風致を維持するために、面積約128ヘクタールを第1種特別地域、面積約245ヘクタールを第2種特別地域に指定しています。

た行

第3次芦屋市総合計画

芦屋市総合計画は、芦屋国際文化住宅都市の建設のために策定する本市の行政の総合計画を言います。昭和46年度に最初に策定、2回目は昭和61年に策定、第3次芦屋市総合計画は平成13年度に策定しました。

本計画は、この総合計画に即して定めることとされています。

地区計画

その地域の住民等が、その地域にあったまちづくりの方針を定め、その方針に従って、地区施設などの配置や建築物の建て方等のルールを詳しく定め、良好な住環境の形成や保全を図るものです。「都市計画法」に基づく地域地区の一つで、市が都市計画として決定します。

また、このルールを建築条例に定めれば、建築確認の審査項目となります。

本市における地区計画は、平成13年3月に、南芦屋浜地区の地区計画を指定したのが最初、現在、13地区の地区計画を都市計画決定しています。

地区公園

都市公園法施行令にその標準が定められています。地区公園は、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園であることから、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めることとされています。都市公園法運用指針の中で参考として示されている標準的な誘致距離は、1キロメートルです。

特別緑地保全地区

「都市緑地法」及び「都市計画法」に基づき、都市計画区域内において特に良好な自然的環境を形成している一定の要件に該当する緑地を保全するため指定する地区です。指定された地区内では、建築物の建築等の行為は凍結的に制限されます。

本市においては、「会下山特別緑地保全地区：面積約15ヘクタール」と「剣谷、苦楽園特別緑地保全地区：面積約14ヘクタール」が指定されています。

都市計画マスタープラン

「都市計画法」に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。住民の意見を反映させて市の都市計画・まちづくり分野の総合的なマスタープランとして定めるものです。本市は、平成17年3月に策定しました。

本計画は、都市計画のマスタープランと整合を図ることとされています。

都市公園

「都市公園法」に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都道府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含みます。

都市緑地法

平成16年の改正により、それまでの「都市緑地保全法」を改称・改正し、成立した法律です。都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした諸制度が定められています。本計画は、同法第4条第1項

に基づき策定しています。

土地区画整理事業

「土地区画整理法」に基づく事業で、事業地内の宅地の減歩及び換地により道路、公園等の公共施設の整備改善と宅地の整備を行うものです。

本市においては、昭和22年から土地区画整理事業を実施してきました。

最近では、震災復興区画整理事業として、芦屋中央地区、芦屋西部第一地区、芦屋西部第二地区の事業を実施しました。

これまでの施行済地区は9地区で施行面積は約270ヘクタールです。

は行

ヒートアイランド（化）現象

経済活動や都市的土地利用の増加などにより、都市部において気温が異常に上昇する現象を言い、緑地の減少も大きく影響しているといわれています。都市独特の局地的気候現象で、人口の都市への集中による大気を冷やす森林や畑の減少、大量の人口熱、放射熱と大気汚染物質の放出等の結果生じた都市の気温が局地的に周辺よりも高く、等温線が島のような形になることからこう（heat island＝熱の島）呼ばれます。

風致地区

風致地区は、都市の風致を維持するために、都市計画によって定められた地区です。ここでいう風致とは、樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観をいいますが、これらは、生活に潤いを与え、緑豊かな住環境をつくり出しています。

本市においては、市街化調整区域から山手地域の一部に六甲山風致地区（面積約1,054.7ヘクタール）を、芦屋川沿いに芦屋川風致地区（面積約33.3ヘクタール）を指定しています。

この風致地区内では、兵庫県の「風致地区内における建築等の規制に関する条例」により建築物その他工作物の建築、宅地の造成ほか土地の形質の変更などが規制されています。

保護樹及び保護樹林

「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に基づき、まちの美観風致を維持するために保護を図ることが必要と認める樹木又は樹木の集団を指定します。

本市においては、保護樹9本、保護樹林3箇所の指定をしています。

ま行

緑

ここでいう緑とは、樹林地・農地・水辺地やこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を構成しているものや、都市公園・街路樹・公共施設や民有地の植栽地などを総称するものであり、さらには、これらが創り出す景観や人間の精神的なものまで包括する言葉として用いています。

緑の保全地区

「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に基づき、まちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区を指定します。

本市においては、緑の保全地区に指定した地区はありません。

緑ゆたかな美しいまちづくり条例

この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

環境計画の推進、公害対策の推進、自然環境の保全、緑化の推進、清潔なまちづくり、住みよいまちづくりを進めて、美しく住みよい芦屋の実現を目指すものです。

(平成12年4月1日施行)

や行

ユニバーサル・デザイン

文化・言語の違い、老若男女の差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設、製品、情報の設計（デザイン）をいいます。

ら行

ランドスケープ

景色。景観。風景。風景画。

人工環境と自然環境の調和を目指した外部空間の総合的な構成をいいます。

ランドマーク

景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつものをいいます。ランドマークは、分かりやすくかつ個性のある景観を形成するための都市デザイン要素として活用されます。

一般的には周辺から見ることでできる高さがあるもので、例えば、超高層建築物、テレビ塔、教会、鳥居、煙突、特徴的な山等があります。

緑地

緑地は、樹木・樹林、草地・芝生地、農地、都市公園等の裸地、河川・池沼、水辺地、岩石地やこれらに類する土地が単独でもしくは一体となって良好な自然環境を形成しているもの、つまり、利用または存在機能をもつ空地で、原則として自然環境を備えるものをいいます。

緑被率

その区域に占める緑地の割合です。緑地は、樹木・樹林、草地・芝生地、農地、都市公園等の裸地、河川・池沼等です。

本市における緑被率は、平成17年度の調査での、市街化区域の緑地面積は約209ヘクタールで、市街化区域面積約969ヘクタールに対して、約22パーセントです。

緑化重点地区

都市緑地法第4条第2項第3号ホの規定に基づき定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

具体的には、駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区等において、地形、地物、字界等で区域を設定して緑化重点地区を定め、公共公益施設の緑化、民有地緑化に対する助成、都市公園の整備等、当該地区において講じる緑化施策について定めます。

本計画における緑化重点地区は、「南芦屋浜地区」と「JR芦屋・阪神芦屋駅エリア地区」です。

緑化推進地区

緑ゆたかな美しいまちづくり条例に基づき、市民の生活環境及びまちの美観上緑化の推進を図ることが必要な地区を指定します。

本市においては、緑化推進地区に指定した地区はありません。

緑化地域

「都市緑地法」及び「都市計画法」に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区を対象に指定する地域で、指定されると建築物の建築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化が義務付けられます。都市計画法における地域地区として市町村が計画決定できます。

本市においては、緑化地域に指定した地域はありません。

六甲山系グリーンベルト整備事業

表六甲山麓地域の土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑ゆたかな都市景観の保全、創出を図ることを目的として、市街地に接する山麓から山腹に至る斜面に一連の防災樹林帯を形成する事業です。



芦屋市緑の基本計画

芦屋市都市環境部都市計画課

住 所：〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL：(0797) 38-2109 (直通) FAX：(0797) 38-2164

ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.hyogo.jp/machidukuri/index.html> 平成20年(2008年)1月作成



この冊子は再生紙を使用しています。

